

ひかり自治会会則

平成31年度

ひかり自治会会則

第1章 自治会

- 第1条 本会はひかり自治会と称し事務所を会長宅に置く。
第2条 本会は会員の親密な連帯により、会員の親睦と福祉を図り、自治会の発展に資する事を目的とする。

第2章 会 則

- 第3条 本会の会員は並木1～2丁目の一部に居住する者を以って構成する。
第4条 地域外の住民で本会の趣旨に賛成し役員承認を得た者は本会の会員たる資格を有する。
第5条 会員は本会に対して平等の権利と義務を有する。
第6条 新規居住者は本会に対して会費の納入と同時に会員としての資格を有する。

第3章 事 業

- 第7条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員相互の親睦と福祉厚生のための事業。
2. 防犯防火その他災害の予防に万全を期する事業。
3. 会員の生活安定及び教養の向上に寄与する事業。
4. 自治会内の清掃、その他保健衛生に関する事業。
5. その他目的達成に必要と認める事業。
第8条 本会は前条の事業を遂行するために必要な専門を設ける。
1. 時代の急速な進歩と、自治会内及び近隣住宅等の整備に即応するため第2条及び第7条の目的を達成するために審議会を設ける。
専門部及び審議会の改廃は役員会にて審議し、総会の承認を受けるものとする。
第9条 本会に次の役員及び会計監査を置く。
(1)会長 1名 (2)副会長 2名
(3)事務長 1名 (4)会計 1名
(5)専門部 若干名 (6)班長 1名
(7)会計監査 2名
第10条 会長は必要により役員会の承認を得て顧問、相談役を委託することができる。
第11条 役員及び会計監査の職務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、一切の会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代理をする。
3. 事務長は本会の事務全般に亘り専行する。

4. 会計は本会の会計全般に亘り専行する。
 5. 専門部長は夫々第2条の目的達成のため創意を以ってその遂行に当る。
 6. 班長は第2条の目的達成のため、その所属する会員の総意を代表するものとする。
 7. 会計監査は会計の監査を行い、総会に於いて報告する。
- 第12条 会長は会員の中から選出し総会の承認を得る。但し、会長及び副会長の選出方法は別に定める。
- 第13条 事務長、会計、専門部長は会長の任命により総会の承認を得る。
- 第14条 班長はその班に所属する会員の推薦、または互選により選出する。但し、男性女性とも80歳に達した本人の申請に理由があれば、班の総意として役を免除する事ができる。
- 第15条 本会役員任期は2年とし再任を妨げない。会計監査の任期は1年とする。

第4章 会 議

- 第16条 本会の会議は、総会と役員会並びに班長会議とする。
- 第17条 総会は年一回開催し、事業報告並びに予算、決算、役員等の承認を得る。会長は必要により臨時総会を招集する事ができる。
- 第18条 役員会は毎月一回定例に開催し、業務を協議遂行する。
- 第19条 班長会議は毎月一回定例に開催し、役員会の決定を具体化し、その業務を遂行する。

第5章 事業年度

- 第20条 本会の事業年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 会 計

- 第21条 本会の経費は会員及び寄付金等を以ってこれに当てる。
- 第22条 自治会費は月350円とする。
- 第23条 その他会の事業に必要な経費については、役員会の決定を得て臨時徴収する事ができる。
- 第24条 会員の会費は毎年度の初めに班長が集金し、原則として一年または半年払いとする。
- 第25条 会費は如何なる理由がありと言えども返却せざるものとする。但し、年一括納入、分割納入の場合はこの限りではない。

第7章 附 則

- 第26条 会則の改正は総会に諮らなければならない。

第 27条 この会則は昭和41年4月1日から実施する。

一部改正

昭和42年	3月19日	昭和43年	3月24日	昭和44年	4月 6日
昭和47年	4月16日	昭和49年	4月21日	昭和51年	3月28日
平成 3年	4月14日	平成 6年	4月17日	平成 9年	4月13日
平成19年	4月 1日	平成24年	4月 1日	平成25年	4月 1日
平成28年	4月 1日	平成29年	4月 1日		

弔 意 規 定

第 1 条 会員の弔事に対して自治会から弔慰金を贈るものとする。

(1) 世帯主死亡の場合は、弔慰金10,000円と花輪を謹呈する。

(2) 家族(含む同居親族)死亡の場合は、弔慰金5,000円と花輪を謹呈する。

第 2 条 会員に於いて病気または事故により入院1か月以上に及んだ場合は見舞金を贈る。

(1) 見舞金は、一律5,000円とする。

(2) 申請期間は入院後1か月以上から退院後6か月以内の間とする。

(3) 1人1回とする。

会長、副会長及び役員選出内規条項

第 1 条 ひかり自治会会則第12条但し書きにより、会長、副会長及び役員(班長は除く)(以下会長等という)の選出はこの内規により定める。

第 2 条 次期会長等は、毎年2月末日までに選出するものとする。

第 3 条 現班長は、次期会長等として留任するものとする。また、自ら推薦委員となる。

第 4 条 推薦委員は互選により、正・副委員長選出し、推薦委員会を設置する。

第 5 条 次期会長等は互選により選出し、空席が生じる場合には推薦委員会に於いて推薦するものとする。

但し、会長及び副会長の選出に於いては、再任または再選を妨げない。

第 6 条 推薦委員会は、総会で次期会長等の承認を以って解散とする。

第 7 条 この内規は平成6年の班長より適用する。

尚、第5条但し書きについては、平成28年班長より適用する。